

パリDAC通信

第101回「気候変動適応に貢献する援助額を測る」(2009年12月18日)

12月9日の開発援助委員会(DAC)会合にて、加盟国は、気候変動適応に貢献する政府開発援助(ODA)を測るための援助統計上の定義(ポリシー・マーカー)について合意しました。これにより、開発途上国の気候変動適応策を支援するODAを捕捉できるようになります。2010年1月1日以降の新しい案件から適用されます。

合意された定義とは？気候変動適応に貢献するODA額がいつ分かるか？

合意された定義とは、気候変動適応に貢献する援助は、適応能力や抵抗力を維持または向上させることにより、気候変動や気候変動に関するリスクに対して人間や自然システムが持つ脆弱な面を減らすことを意図した活動である、というものです。加盟国はこの定義に基づいて自国のODAを報告することになり、2011年の前半にはこれに基づいたODA額が発表されるはずですが、

気候変動に関する「緩和策」と「適応策」の両方のODA額が把握できる

これまでDACにおいては、リオ・マーカーと呼ばれる定義を用いることで、気候変動の緩和に貢献するODAを捕捉することができました。しかし気候変動対策には、温室効果ガスの排出削減等により気候変動の進行を「緩和」しようとする緩和策と、防波堤構築等により気候変動の影響に「適応」しようとする適応策があるとされています。今回の定義により、今後はこの2つの側面からODAを把握することができるようになります。

今後も見直しがある

パリにおいて定義を決めても、全ての関係者がそれを正しく運用できるとは限りません。また、この適応策は、例えば気候変動の影響を受ける地域でのマラリア対策、灌漑整備、水産技術向上、防災対策等を含むことがあり、様々なセクターを含む報告になります。さらに、(この原稿を書いている現時点で開催中の)気候変動に関するCOP15の議論に影響を受けるかもしれません。DACは、この定義が適切であったのかについて各国からの最初の報告提出後に見直すとしています。

詳細はこちら (http://www.oecd.org/document/7/0,3343,en_2649_34421_44252935_1_1_1_1,00.html) をご覧ください。